

# 改めて司法修習生の給費制度の復活・存続を 求める決議

## 【決議の趣旨】

今秋、司法修習生の給費制の復活、存続を内容とする法改正が行われることを求める。

## 【決議の理由】

### 1、本決議を表明する経緯

(1) 平成16年の裁判所法改正により司法修習生の給費制度が廃止され、本年11月1日から施行されるとされていたところ、第176回国会で、「裁判所法の一部を改正する法律案」が提出され、2010年11月26日、同法案が可決された。「裁判所法の一部を改正する法律」は、「法曹志望者が置かれている難しい経済状況にかんがみ、それらの者が経済的理由から法曹になることを断念することがないように、法曹養成制度における財政支援に対する在り方を見直し」、「平成23年10月31日までの間、暫定的に、司法修習生が、その修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を停止し、司法修習生に対し給与を支給する制度」を内容とする。ただし、この改正法が成立する際には、衆議院法務委員会で、「政府及び最高裁判所は、裁判所法の一部を改正する法律の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。一 改正後の裁判所法附則第四項に規定する日までに、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。二 法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること」という決議がなされていた。

(2) 当部会は、司法修習生に対する給費制度は復活させるべきとの立場を取っており、一般の給費制度廃止の裁判所法施行に反対し、そのために「被害者はあなた～司法修習生『給与貸し出し』がやってくる！」パンフレットを作成し、その普及を行うとともに、司法修習生に給与の支給継続を求める市民連絡会にも参加してきたところであり、この立場から上記法改正も歓迎した。

(3) 今般、上記改正法の決議も受けて、内閣官房長官や法務大臣らが共同して、「法曹養成に関するフォーラム」（以下、「フォーラム」という。）を開催した。そのフォーラムのとりまとめとしては、「貸与制先にあるべき」の議論が進められている。「フォーラムは、2011年8月31日、「給費制」について、制度終了を迎える11月で打ち切り、返済義務のある貸与制に移行することが大勢である」とりまとめられた。低所得の修習修了者の負担を軽減するため、政府は返済を最長5年間猶予する裁判所法の改正案を臨時国会に提出する」と報道されている。

当部会は、フォーラムのとりまとめの内容を以下のとおり批判し、改めて給費制度の存続を行うべしとの意見を表明するものである。

## 2、フォーラムの議論の問題点

(1) フォーラムは、給費制の問題については、まともな議論が行われたとはいえない。

- ① 例えば、5月25日に開催された第1回では、法曹養成制度の改善のために実りある会議をして欲しいという江田法務大臣の挨拶があった直後、佐々木毅座長は、給費制問題に関し、8月末までに検討結果を第一次報告としてとりまとめるということについて、「予件といいたいでしょうか、与えられた条件でございます」と述べてこの方向でまとめた。櫻井財務副大臣は、「正直申し上げます、昨年、迷惑をこうむった省庁でございます。」「前回のことも、基本的にきちんと国会で議論されたとは私は思っておりません。」などと述べている。7月13日の第3回では、最高裁判所の菅野審議官が、「昨年は、……議員立法によりこれに遡及的に延期するという正に異例の事態が起こり、現場には大きな影響が生じて、その対応には苦慮することになりました。今回は昨年と異なり、正にこういうお忙しい委員の先生方をお迎えしてこのようなフォーラムで議論していただくという大変貴重な機会が設けられているわけですので、私どもとしてもそういう意味では安心していらっしゃるところでございます。是非このフォーラムで早期にきちんとした結論を出していただけるようお願いしたいと申し上げます。」と述べている。

このように、フォーラムでは、まず、スケジュール面で、給費制の制度趣旨や意義、存置することの意味と廃止した場合の弊害等について十分議論しようという姿勢がもととなかった。さらに、昨年の給費制度の議論をきちんとした議論ではなかったと切り捨て、国会が決めたことを堂々と「迷惑をこうむった」「対応に苦慮した」などと切り捨てる発言が横行している。

これは、「はじめから貸与制前提」の立場で、不十分な議論しかしないことを予定していたと考えざるを得ない。

- ② 給費制の問題が中心的に議論された7月13日の第3回では、弁護士の収入調査に基づいて、「相当高額収入を得ている弁護士が多いという経済調査の結果のもとで、将来高額収入が得られることが見込まれる司法修習生についてまで一律に給費を行うということには疑問が生じないであろうか」「最初はなかなか大変だけれども、5年、7年、8年となっていくと、収入のレベルはそこそこなのかという感じがしております。貸与制であったとしても、その返還額は十分返済が可能な範囲なのではないかと思われれます」といった議論が横行した。その結果、給費制は廃止というとりまとめとなっている。

ここでは、給費制の制度趣旨や意義、存置することの意味と廃止した場合の弊害等について、ほとんどと言っていいほど議論がなされていない。むしろ、弁護士の収入のみの議論しかしないという意識すら窺われる。しかも、その際参考にされた弁護士の収入資料も、回答数が少なく、ここからただちに給費制不要との結論を導くことができるものではない。さらにより正確を期した2回目のアンケートの結果は討議の対象とされていない。将来的にはさらに厳しい収入減も予想されていることも看過されている。

(2) このようにフォーラムの議論は、結論とスケジュールが先にありきで、まともな議論がなされたとはいえない。

もともとフォーラムが「法曹養成全体を議論する場」として始まったのなら、給費制度もそうした全体の中で位置づけられるべきである。フォーラムの内の他の論点との関係で十分に時間を取って議論をすべきである。もし予算措置との関係で時間的制限があるというのなら、今年度どうしても決着をつけなければならない必然性はないのであるから、フォーラムが終わるまでといった再度の猶予措置をとった上で、来年度以降のあり方を議論するのでもかまわないはずである。

### 3、議員立法で改正法を

以上を踏まえ、司法修習生の給費制の存続には厳しい情勢になっている。しかし、議論が不十分なまま、性急に貸与制の導入と結論づけるべきではない。

司法修習生の給費制は、国民の資源によって司法修習生に司法修習に専念させ、司法制度の一翼を担う法律家の公的使命を学び取ってもらう制度であり、その廃止は、司法修習生の経済的打撃にとどまらず、公的使命について十分な自覚を持たないまま、自らの経済的利益を公的使命に優先させる法曹を生むことにつながり、国民的損失をもたらすものである。この給費制の意義は、仮に法科大学院生に経済的支援があったとしても、変わるものではない。しかし、司法修習生の給費制度については、制度そのものの存在や意義が十分に国民に認知されているとはいえず、他方で、経済的に余裕のある者の贅沢な要求であるかのごとき偏見も根強く存在している。

今こそ、司法修習生の給費制度の存在とその意義を、広範な市民に知ってもらい、司法修習生の給費制度の復活を求める国民的世論を形成すべき時である。

かかる議論に基づき、今秋の国会の審議において、給費制の復活、存続を内容とする法改正が行われるべきである。

当部会は、上記のパンフレットの普及や、市民連絡会への参加等をはじめとした、司法修習生の給費制度復活のための活動に、これからも一層尽力することを表明する。

2011年9月3日

青年法律家協会弁護士学者合同部会  
第2回常任委員会